

随意契約の結果

【令和8年2月分】機構支援業務等

独立行政法人都市再生機構中部支社

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職役員数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
令和8年度中部支社管轄団地における法定点検等業務	契約担当役 中部支社長 竹内 英雄 愛知県名古屋市中区栄4-1-1	令和8年2月10日	日本総合住生活（株） 東京都千代田区神田錦町1-9	3010001033375	410,308,800円	407,000,000円	99.2%	当工事は、対象地区においてUR賃貸住宅の安心安全に根差した重要かつ特殊な業務（業務内容が多岐にわたり、必要とする人員の確保・体制の構築が求められる）であるため、本工事に必要な特殊な技術、設備等又は高度な専門性のある技術等を有している法人を特定し、会計規程第51条第3項第1号に基づき、随意契約を行ったものである。	3人				
【URコミュニティ】UR賃貸住宅給水施設等維持管理業務（堀田団地他17団地）	業務受託者 （株）URコミュニティ 名古屋住まいセンター長 鶴田 文彦 愛知県名古屋市中区金山1-1-2-14	令和8年2月12日	（株）日立ビルシステム 東京都千代田区神田淡路町2-101	2010001027031	112,290,898円	65,142,000円	58.0%	本業務は、給水施設等の維持管理に係る一連の業務である。平成22年度より一般競争入札により公募を実施してきたところだが、今般、一者応札が続いている状況を踏まえ、参加者の有無を確認する公募手続きにより実施することとなった。当該業務を履行中の者を随意契約予定法人として特定した上で、他の参加者の有無を確認する公募を実施したところ、応募要件を満たす者がいなかったため、会計規程第51条第3項第1号に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
【URコミュニティ】UR賃貸住宅給水施設等維持管理業務（則武団地他31団地）	業務受託者 （株）URコミュニティ 名古屋住まいセンター長 鶴田 文彦 愛知県名古屋市中区金山1-1-2-14	令和8年2月12日	日本総合住生活（株） 東京都千代田区神田錦町1-9	3010001033375	229,348,328円	203,662,800円	88.8%	本業務は、給水施設等の維持管理に係る一連の業務である。平成22年度より一般競争入札により公募を実施してきたところだが、今般、一者応札が続いている状況を踏まえ、参加者の有無を確認する公募手続きにより実施することとなった。当該業務を履行中の者を随意契約予定法人として特定した上で、他の参加者の有無を確認する公募を実施したところ、応募要件を満たす者がいなかったため、会計規程第51条第3項第1号に基づき、随意契約を行ったものである。	3人				
【URコミュニティ】UR賃貸住宅給水施設等維持管理業務（高森台団地他5団地）	業務受託者 （株）URコミュニティ 大曾根住まいセンター長 佐々木 隆充 愛知県名古屋市中区東区矢田一丁目3番33号	令和8年2月10日	日本総合住生活（株） 東京都千代田区神田錦町1-9	3010001033375	42,620,410円	32,812,560円	77.0%	本業務はUR賃貸住宅の給水施設等の維持管理業務、貯水槽清掃業務、給水施設等に係る緊急事故処理対応業務、給水施設の小修理工事等である。本業務においては、業界全体において人手不足が継続しており、事業者ヒアリングによると、緊急時を含めた人員体制の新規構築が困難であることから、新規参入を含め、複数応札は見込めない状況であった。そのため、従前から当該業務を行った特定の法人を契約の相手先とする契約として、本業務を希望する者の有無を確認する目的に、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施したが、期限までに提出がなかったため、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該特定法人と随意契約を行ったものである。	3人				
【URコミュニティ】UR賃貸住宅給水施設等維持管理業務（上飯田団地他29団地）	業務受託者 （株）URコミュニティ 大曾根住まいセンター長 佐々木 隆充 愛知県名古屋市中区東区矢田一丁目3番33号	令和8年2月10日	日本総合住生活（株） 東京都千代田区神田錦町1-9	3010001033375	222,184,384円	186,365,520円	83.9%	本業務はUR賃貸住宅の給水施設等の維持管理業務、貯水槽清掃業務、給水施設等に係る緊急事故処理対応業務、給水施設の小修理工事等である。本業務においては、業界全体において人手不足が継続しており、事業者ヒアリングによると、緊急時を含めた人員体制の新規構築が困難であることから、新規参入を含め、複数応札は見込めない状況であった。そのため、従前から当該業務を行った特定の法人を契約の相手先とする契約として、本業務を希望する者の有無を確認する目的に、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施したが、期限までに提出がなかったため、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該特定法人と随意契約を行ったものである。	3人				